

平成 28 年度グリーン化事業 質疑回答

8 月 24 日までに頂いた質問

Q1 共通ルール確認リスト 必須ルール「住宅性能評価 耐震等級 2 以上を推進する」「H25 年省エネ基準 断熱性能等級 4 以上」「高齢者対策等級 3 以上を検討する」の実績時の提出物が《住宅性能評価の写し》となっていますが、省エネ性能表示(BELS)を取得し、住宅性能評価書は取得予定がありません。

その際はどのような書類を提出すればよいのでしょうか？

ANS: 高度省エネ型(ゼロ・エネルギー住宅、認定低炭素住宅、性能向上計画認定住宅)で申請する際は、《住宅性能評価書の写し》の代わりに、《BELS 認証評価(ゼロエネ相当)の写し》《低炭素認定通知書の写し》《性能向上計画認定通知書の写し》を提出して下さい。

ただし、「耐震等級 2 以上」「高齢者対策等級 3 以上」を検討し可能な限りご採用下さい。

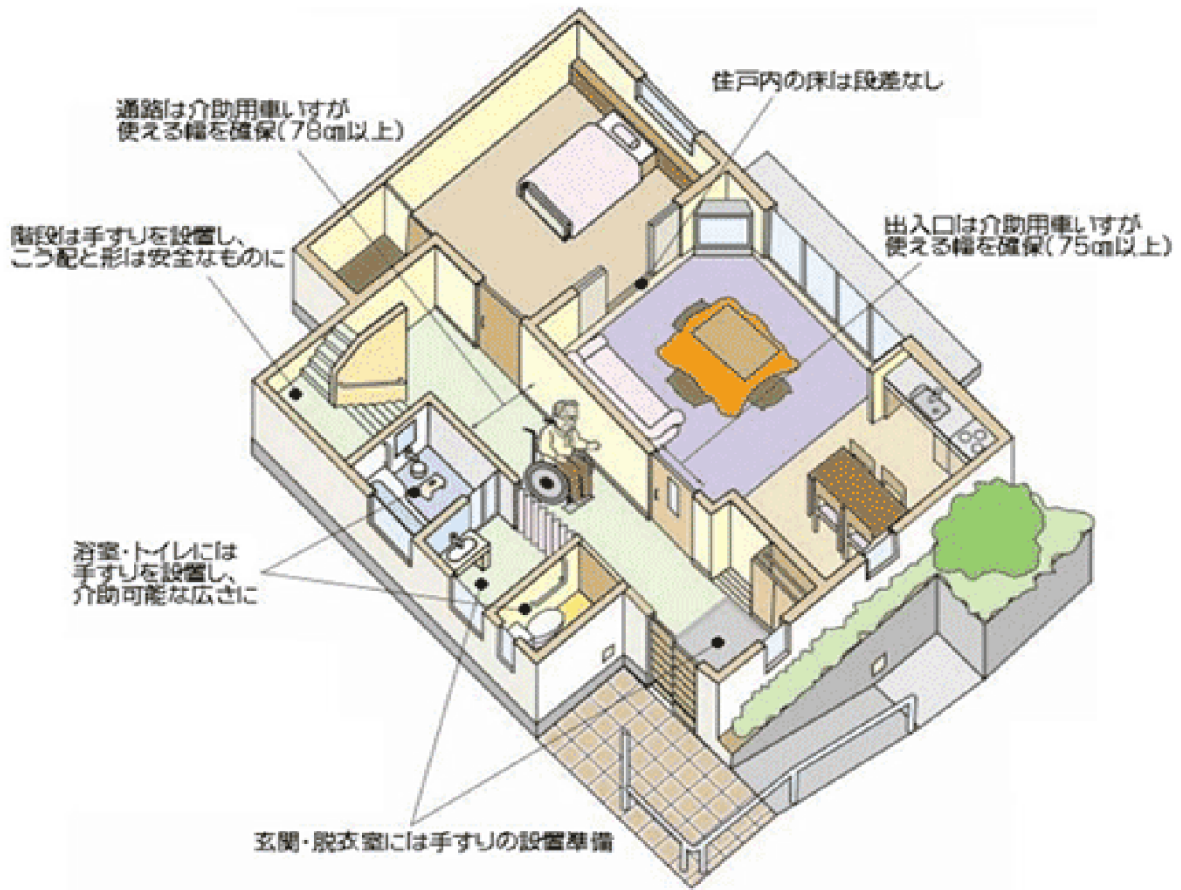
8 月 24 日までに頂いた質問

Q1 共通ルール確認リスト 必須ルール「高齢者対策等級 3 以上を検討する」とありますが、必ずしも高齢者対策等級 3 以上を満たさなくてもよいのでしょうか？

ANS: 高齢者対策 3 以上を検討し、可能な限りご採用ください。ただし、下記項目のうち基準に達していない項目があった場合についても原則可とします。

- (1) 部屋の配置
- (2) 段差
- (3) 階段
- (4) 手摺り
- (5) 通路及び出入口の幅員
- (6) 寝室、便所及び浴室

上記のバリアフリー性に関する基準



Q2 高齢者対策等級3以下でも、実績報告時に住宅性能評価書を提出するのでしょうか？

ANS: 書類一式提出して下さい。